

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

建築物の所在地, 用途 及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市伏見区醍醐柏 森町8番93及び8 番101 一戸建ての住宅 木造一部鉄筋コンク リート造 地上2階 地下1階建て	(建築主) 京都市伏見区醍醐新町 裏町1番地3小町セン ター内 野添 敬子	平成28年 3月24日	工事の施工を 停止すること。	建築基準法 第9条 第10項
	(工事請負人) 京都市伏見区向島二ノ 丸町151番地向島市 営住宅5-5棟206 号 志水 昌司	平成28年 3月24日		

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)